

無料 空き家活用・流通支援専門家派遣制度

専門家（地域の空き家相談員※及び建築士）を空き家現地に派遣し、空き家の活用方法や流通、また修繕等に関する助言や情報提供を行います！
※京都市の研修を受けた宅地建物取引士

相談内容

空き家の状況を踏まえた賃貸及び売却の方法、相場、修繕箇所・費用に関する助言や情報提供など

申請対象

- 空き家の・所有者
- ・管理者
- ・所有者から委任を受けた方

対象空き家

- ・京都市内にある、一戸建て又は長屋建ての住宅の空き家
- ・1年以内に空き家となる予定の建物
- ※住宅以外の用途を兼ねるもの（店舗併用住宅等）も含む
- ※倉庫、集合住宅は対象外

派遣日時

- ・申請日から2週間後以降の日時（年末年始を除く）
- ・ご希望日をもとに実施日を決定し、電話でご連絡します。

平日が難しい方のために

土日祝の派遣も実施しています！

相談の流れ



申請方法

裏面の申請書に必要事項を記入し、FAX、郵送又は「空き家相談窓口」（下部参照）にて申請してください。ホームページの申請フォームからも申請いただけます。



ホームページはこちら！

注意点

- ・キャンセルする場合は、実施日の2日前までにご連絡ください。連絡がなく、当日来られなかった場合、再度の日程調整は行いません。また、以後、当該派遣制度をご利用いただけません。
- ・専門家の調整がつかない場合、日時変更をお願いすることがあります。
- ・先着順に受け付け、予算額に達した時点で締め切ります。
- ・派遣後、専門家に活用や改修などを依頼する場合は、必要な経費がかかります。

さらに！

司法書士相談

派遣後、「相続人が多く、何から始めればよいかわからない」「相続人全員が遠方にいる場合の円滑な手続き方法が知りたい」など、相続や登記についてお困りの方には、司法書士が相談に応じます（無料）。ご希望の方は、お申し出ください。

利用した方々の声

何から始めたら良いか全くわからなかった
ので、相談して良かったです。
時間をかけて丁寧に物件をみていただき、
活用の参考になりました。



売却先や活用の可能性など視野が広がりました。
素人では思いつかないアイデアをもらい、非常
に参考になりました。

令和5年度利用者アンケートによる

利用者の声を紹介した動画をホームページで公開中！

利用した方の93%が満足と回答！

非居住住宅利活用促進税

空き家等の流通・利活用を促進するために、
居住者のいない住宅の所有者に
新たに課される税
（令和11年度課税開始予定）
問合せ先：行財政局税務部税制課



空き家等の活用・流通補助金【令和7年度まで！】

- ① 仲介手数料補助：令和6年6月20日以降の空き家の売買契約に伴う仲介手数料が対象
 - ② 解体工事費用補助：空き家を解体し、敷地を活用（自己利用又は売却）する場合の解体工事費用が対象
- ※昭和64年1月7日以前に建築されたものが対象（②は京町家を除く）



< 問合せ・申請先 > 空き家相談窓口 < 京都市都市計画局住宅室住宅政策課 >

電話番号：075-231-2323 FAX：075-222-3526

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 分庁舎3階

発行／京都市都市計画局住宅室住宅政策課
令和7年4月発行 京都市印刷物第070440号



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

空き家活用・流通支援専門家派遣申請書

[illegible]

- ・派遣当日は資料作成のため、対象空き家の写真を撮影させていただきます。
- ・派遣後、本制度に関するアンケートを送付いたしますので、回答へのご協力をお願いします。